

防人1第3399号
61. 6. 25
改正 人1第3380号
62. 6. 30
人1第1684号
63. 3. 25
人1第2015号
63. 4. 8
人1第1242号
1. 3. 16
防人1第5962号
2. 11. 19
人1第1961号
3. 4. 12
防人1第6220号
3. 11. 1
人1第2200号
4. 4. 10
防人1第460号
5. 2. 1
人1第1837号
5. 3. 30
人1第3230号
5. 5. 28
人1第4339号
5. 7. 23
防人1第6937号
5. 11. 30
人1第1736号
6. 3. 28
人1第1139号
7. 3. 9
防人1第2990号
8. 6. 3
防人1第187号
9. 1. 20

防人1第4166号
10. 7. 31
防人1第6282号
10. 12. 8
防人1第6417号
10. 12. 16
防人1第1716号
11. 3. 29
防人1第4641号
12. 8. 1
防人1第7577号
15. 9. 10
防人1第3408号
16. 4. 1
防人1第2370号
18. 3. 27
防人計第7477号
18. 7. 31
防人計第 354号
19. 1. 9
防人計第8444号
19. 9. 1
防人服第7161号
21. 6. 9
防人服第14424号
21. 12. 24
防人服第14453号
23. 12. 1
防官文(防)第2号
27. 10. 1
防人服(防)第163号
28. 3. 28
防人服(防)第167号
28. 3. 29
防人服(防)第222号
28. 4. 22

防人服（防）第431号
289.5
防人服（事）第172号
29.4.10
防人服（防）第154号
30.3.27
防人服（防）第212号
令和2年6月4日
防人服（防）第258号
令和3年9月3日
防人服（防）第274号
令和6年3月28日

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議議長 殿
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官

防衛庁長官

防衛記念章の制式等に関する訓令に規定する防衛大臣が別に定める職等について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

記

- 1 防衛記念章の制式等に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第43号。以下「訓令」という。）別表第2第16号防衛記念章の項から第18号防衛記念章の項までに規定する表彰には、累積功績により表彰を受けた場合を含み、表彰を受けた部隊等（訓令第2条第2号に規定する部隊等をいう。）に所属し、又は所属していた隊員であって当該表彰に係る功績に貢献したと認めら

れる者に限るものとする。

- 2 訓令第2条第3号及び第4号に規定する「防衛大臣の定める職」は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に規定する職とする。

区 分	職 名
訓令第2条 第3号	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊又は機関の長 共同の部隊の長 情報本部の通信所長 地方防衛事務所の 長 防衛装備庁の施設等機関の長
訓令第2条 第4号	統合幕僚長 陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長 情報本 部長 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊又は機 関の長 共同の部隊の長 陸上自衛隊の機関の部長又は隊長 航空自衛隊の機関の部長又は課長 航空自衛隊の部隊の班 長

- 3 訓令別表第2第19号防衛記念章の項から第23号防衛記念章の項までに規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、次表の左欄に掲げる防衛記念章の区分に応じ、同表の右欄に規定する職とする。ただし、組織改編等により廃止された職であって、同表の右欄に定められている職については、なお従前の例による。

区 分	職 名
第19号 防衛記念章	学校長 処長 病院長 教育訓練研究本部長 補給統制本部長 補 給本部長
第20号 防衛記念章	学校長 処長 病院長 自衛隊地方協力本部長 方面総監部及び師 団司令部の所在地の駐屯地司令
第21号 防衛記念章	分校長 処長 支処長 病院長 旅団司令部の所在地の駐屯地司令 自衛隊地方協力本部長 所長 試験場長
第22号 防衛記念章	隊長 支処長 隊司令 自衛艦の長 所長 支所長 出張所長 試 験場長
第23号 防衛記念章	編制上1尉である隊長 自衛艦の長 第2種支援船の長 所長 出 張所長

- 4 訓令別表第2第24号防衛記念章の項から第28号防衛記念章の項までに規定する「防衛大臣の定める職」は、次表の左欄に掲げる防衛記念章の区分に応じ、同表の右欄に規定する職とする。

区 分	職 名
第24号 防衛記念章	統合幕僚長 陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長 情報本 部長
第25号	学校の部長

防衛記念章	
第 2 6 号 防衛記念章	学校、補給本部、補給処又は病院の部長 補給処の課長 学校の隊長
第 2 7 号 防衛記念章	学校又は補給処の部長 学校、補給処又は病院の課長 学校の隊長
第 2 8 号 防衛記念章	作戦情報隊の班長 硫黄島航空基地隊の班長

- 5 訓令別表第2第29号防衛記念章の項から第38号防衛記念章の項までに規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部（通信所を除く。）、防衛監察本部、防衛装備庁の内部部局、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第88号）第1条の規定による改正前の統合幕僚会議事務局、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）第1条の規定による改正前の技術研究本部（研究所、先進技術推進センター及び試験場を除く。）若しくは装備施設本部又は内閣官房、内閣府若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第1条に規定する国の行政機関（防衛省を除く。）にそれぞれ1年以上勤務し、その間の勤務成績が良好であった者とする。
- 6 訓令別表第2第30号防衛記念章の項及び第33号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が定めるもの」は、前項に規定する者のほか、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第88号）第1条の規定による改正前の統合幕僚会議事務局又は情報本部（通信所を除く。）から引き続き統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）又は情報本部（通信所を除く。）に勤務した者であって、防衛記念章の制式等に関する訓令に規定する長官が定める職等についての一部改正について（防人1第2370号。18.3.27）による改正前の第26号防衛記念章の着用資格のない者が通算して1年以上勤務し、その間の勤務成績が良好であった者とする。
- 7 訓令別表第2第37号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が定めるもの」は、第3項に規定する者のほか、防衛省設置法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の技術研究本部（研究所、先進技術推進センター及び試験場を除く。）又は装備施設本部から引き続き防衛装備庁の内部部局に勤務した者であって、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達（大臣通達）の整備等について（防官文（防）第2号。27.10.1）による改正前の第29号防衛記念章又は第30号防衛記念章の着用資格のない者が通算して1年以上勤務し、その間の勤務成績が良好であった者と

する。

- 8 訓令別表第2第39号防衛記念章の項及び第40号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第28条の2第4項の規定の例により計算した勤続期間が第34号防衛記念章にあっては25年以上、第35号防衛記念章にあっては10年以上である者とする。
- 9 第39号防衛記念章及び第40号防衛記念章は、25年又は10年勤続することとなる月後における最初の11月1日（25年又は10年勤続することとなる月が11月である者にはその月の1日）から着用することができる。ただし、その日以前1年間に懲戒処分を受けた者については、当該懲戒処分を受けた日から1年を経過した日後における最初の11月1日から着用することができる。
- 10 訓令別表第2第41号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、在外公館に1年以上勤務し、又は外国において調査研究若しくは連絡調整の業務に1年以上従事し、その間の勤務成績が良好であった者とする。
- 11 訓令別表第2第42号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、ソマリア沖・アデン湾において、海賊行為に対処するために海上における警備行動又は海賊対処行動に従事した者とする。
- 12 訓令別表第2第43号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、次に掲げる者とする。
 - (1) 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際して災害派遣の命令に伴う活動に従事した者
 - (2) 平成28年熊本地震に際して災害派遣の命令に伴う活動に従事した者
- 13 訓令別表第2第44号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、次に掲げる者とする。
 - (1) 「ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について」（平成3年4月24日閣議決定）に基づき、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行うことを目的として派遣された者
 - (2) 国際連合の要請に基づき、対イラク化学兵器査察団に参加した者
 - (3) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第9条第4項又は第13条第2項の規定に基づき、国際平和協力業務に従事するため派遣された者又は同法第27条第1項の規定により派遣された者で国際連合の業務に従事した者

- (4) 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号）第2条第1項の規定により派遣された者で外国において行う業務に従事した者
 - (5) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第4条第2項の規定に基づき、国際緊急援助隊として派遣された者及び国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送の職務に従事した者
 - (6) 「遺棄化学兵器問題に対する取組について」（平成11年3月19日閣議決定）又は「遺棄化学兵器問題に関する基本方針について」（平成27年3月24日閣議決定）に基づき、遺棄化学兵器の廃棄処理事業に派遣された者で外国において行う業務に従事した者
 - (7) 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第32号又は防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）第1条の規定による改正前の防衛省設置法第4条第1号、第9号若しくは第18号の規定により外国において行う外国政府の能力の向上に資する業務に従事するため派遣された者
- 14 訓令別表第2第47号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、次に掲げる者とする。
- (1) 即位の礼に関する業務に従事した者
 - (2) 大喪の礼に関する業務に従事した者
 - (3) 平成20年以降に開催された主要国首脳会議に関する業務に従事した者
 - (4) 令和元年以降に開催された金融・世界経済に関する首脳会合に関する業務に従事した者
 - (5) オリンピック競技大会の運営に関する業務に従事した者
 - (6) パラリンピック競技大会の運営に関する業務に従事した者
 - (7) ワールドカップサッカー大会の運営に関する業務に従事した者
 - (8) ラグビーワールドカップ大会の運営に関する業務に従事した者
 - (9) 自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について（防人教第1135号。15.2.19）第1項第1号の規定に基づきオリンピック競技大会の競技に関する業務に従事した者
- 15 訓令別表第2第48号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、外国において行う訓練に従事した者（実習員を除く。）及び南極地域への輸送に関する業務に従事した者とする。
- 16 廃止前の防衛記念章の制式等に関する訓令に規定する別に定める職等について（通達）（防人1第4495号。57.9.7）により、防衛記念章を着用することができることとされている職にあった者の防衛記念章の着用に

については、なお従前の例による。